

京 極 町 子どもの読書活動推進計画

(平成25年度～平成29年度)



京極町子どもの読書活動推進計画策定委員会

〔京極町生涯学習委員 地域子ども部会〕

京極町教育委員会



北海道〔朝読・家読〕イメージキャラクター

目次

第1章 計画の基本的な考え方	P1
1 計画の目的	
(1) 社会的背景	
(2) 子どもの読書活動の意義	
(3) 国及び北海道の動向	
(4) 各市町村の動向	
2 京極町の現状	
3 取り組みの指針	P3
4 計画の対象	
5 計画期間	
6 子どもの読書活動推進計画アンケート集計表	P4
7 推進計画の具体的項目	P7
第2章 具体的な取り組み	
1 子どもが読書好きになるための取り組みの推進	P8
2 子どもの読書活動の推進に向けた働きかけ	P10
3 図書室や学校図書館における図書の整備	P11
子どもの読書活動推進計画策定委員会	P12
用語の解説	P13
参考資料 ー関係法令等ー	
図書館法(昭和25年)	P15
学校図書館法(昭和28年)	P17
子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年)	P18
文字・活字文化振興法(平成17年)	P19
京極町子供の読書活動推進計画の策定について(報告)	P22

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

(1) 社会的背景

近年、子どもたちを取り巻く生活環境は変化し、その要因として、テレビ・ビデオ・インターネットなどの様々な情報メディアが発達・普及し、多様化された環境の中で、子どもの読書離れ、活字離れがクローズアップされています。

(2) 子どもの読書活動の意義

子どもは本を読むことにより、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことのできないものです。しかしながら全国的には、テレビやインターネット等、様々な情報メディアの普及や子どもたちの生活環境の変化、さらに幼児期から読書習慣の未形成等を背景とした今日の子どもの読書離れは、ここ数年やや回復傾向にあるものの、依然として憂慮すべき状態であり、社会全体で子どもたちの読書活動の推進を図る必要があるといわれています。

(3) 国及び北海道の動向

平成13年12月、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」ということを基本理念とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。国はこの法律に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、平成17年には「文字・活字文化振興法」を制定し、その5年後、平成22年を「国民読書年」として定めるなど、読書環境の整備に積極的に取り組んできました。それを受けて、北海道教育委員会では、平成15年11月に「北海道子どもの読書活動推進計画」を策定、平成20年には、第二次計画である「北の読書プラン」が策定されています。

(4) 各市町村の動向

国や北海道の状況を踏まえ、北海道内の各市町村教育委員会でも子どもの読書活動をより一層推進するために「子どもの読書活動推進計画」の策定にあたっており、道内179市町村中82市町村が策定しています。 [平成24年3月末日現在]

2 京極町の現状

平成16年11月に湧学館図書が開館し、平成24年度現在、登録者全体の児童、生徒の割合は29.9%。年間の図書購入予算は一般書、児童書分で3,225千円（平成24年度予算）。京極町全体の蔵書数は82,151冊あり、うち児童、生徒関係の蔵書は33,484冊です。施設ごとの内訳では湧学館に65,952冊、京極小学校、南京極小学校の図書室に7,001冊、京極中学校図書室は4,800冊、子育て支援センターが4,398冊を蔵書しています。

施設\項目	一般書	児童書	録音図書	雑誌	合計
湧学館	43,226	20,704	202	1,820	65,952
京極小学校	20	5,590			5,610
南京極小学校		1,391			1,391
京極中学校	3,385	1,415			4,800
子育て支援センター	14	4,384			4,398
合計	46,645	33,484	202	1,820	82,151

湧学館図書は、開館して10年目に入り、試行錯誤を繰り返しながらも司書を中心に、蔵書の管理、各学校への情報提供や配架指導などを行い、

各施設と連携をとりながら、京極町らしいといわれる図書館網の形をつくりあげてきました。

今回、計画の策定に当たり、これまでの取り組みを振り返るとともに、現状を把握する機会として、子どもと保護者507名（幼児54名・小学生174名・中学生84名・保護者195名）にアンケート（資料1参照）を依頼しました。

集計作業において、質問によっては無回答、重複回答のところもあり、合計数と合わないところもありましたが、329人の皆さんから回答をいただくことができました。

集計の結果を見ると、子どもたちと保護者の皆さんの56.5%（186人/329人中）が本を読むことが「好き」と答え過半数を超えました。

世代別に見ると幼児62.9%（22人/35人中）、小学1年生から3年生64.8%（35人/54人中）、小学4年生から6年生まで59.4%（41人/69人中）、中学生60.4%（29人/48人中）、保護者48.0%（59人/123人中）と、これまで湧学館図書を拠点に各学校や機関と連携して取り組んできたこと（ブックスタート・移動図書館・団体貸出・ブックトーク）が成果としてあらわれつつあると思います。

また、「嫌い」は全体で11.6%（38人/329人中）と、本質的に嫌いなのか、何らかの理由があつてのことなのかはアンケートの中では掘り下げることはできませんでした。

「どちらでもない」の31.9%（105人/329人中）を質問3に投影させると、「読みたい（読み聞かせしたい）本がないから」が25.0%（22人/88人中）であることから、湧学館図書の6万5千冊あまりの蔵書が知られていないということも考えられますので一層の情報提供が課題になります。

質問4の本をどこで読むかでは、小学生は「学校」が多く45.3%（63人/139人中複数回答あり）で、学校での朝読書によるものと考えられます。中学生は63.9%（39人/61人中）が家で読んでいます。

質問5と質問6の設問の仕方が難しかったこともあり、整合性がとりにくい結果になりました。質問5で「家では本を読んでもらっていなかった」と答えていますが、質問6ではどなたかが読んでくれていると答えてくれた児童が多くいたことから、質問5の読んでもらっていない（いなかった）は参考数値と考えます。

質問7、質問8は家庭における過ごし方について設問しています。「テレビを見る」は小学生が26.1%（42人/161人中 複数回答あり）、中学生は30.1%（22人/73人中）でした。「習い事、少年団（野球・剣道・陸上・アルペンスキー・クロスカントリースキー）、部活動（野球・陸上・卓球・バドミントン）、勉強」では小学生が32.9%（53人/161人中 複数回答あり）、中学生は32.9%（24人/73人中 複数回答あり）でした。最近、習いごと多岐にわたり複数に通う児童、生徒が忙しい毎日を過ごしているようです。そんな中、質問8で「家族の中で本の話しをたまにする」という答えが全体で49.3%（144人/292人中）あつたことは明るい結果になりました。

質問9から12までは、湧学館の施設利用について設問しています。「湧学館図書に月1回以上来たことがある」と答えたのは、全体で39.3%（94人/239人中）

小学生（4年生から6年生）は47.8%（33人/69人中）、中学生では40.8%（20人/49人中）、保護者は33.9%（41人/121人）でした。反対に「全然行かない」人が全体で24.3%（58人/239人中）で、行かない理由として、「興味がない」と答えた人は全体で35.3%（24人/68人中）。「本を読みたいが時間がない」と答えた人が全体で22.1%（15人/68人中）でした。

また、「図書以外に湧学館に来たことがある」人が全体で72.4%（173人/239人中）で、訪れた理由では、「映画上映会」、「湧学館まつり」や「古本市」が主で、全体の63.5%（181人/285人中）でした。

アンケートから京極町の子どもたちは、読書が好きで興味を持っていることが見えてきました。子どもたちも保護者も忙しい生活の中で読書続け、月に1冊から4冊の本を読んでいる人が全体の48.0%（132人/275人中）いました。世代別では、幼児が42.9%（15人/35人）、小学生（4年生から6年生）が49.3%（34人/69人）、中学生が49.0%（24人/49人）、保護者は48.4%（59人/122人）で、さらに5冊以上になると全体で20.7%（57人/275人）になりました。

しかしながら、アンケートでは本が嫌いな人、本に興味がない人がいることを踏まえ、結果を安閑としてとらえることなく、湧学館図書を拠点に各学校、関係機関と連携を密にしながら、子どもたちの将来に向けて少しでも「本」に対する意識を芽生えさせられる運営に努めることが大切です。

3 取り組みの指針

アンケート結果と地域の実情に照らして、子どもたちの読書活動を推進するために、次のように取り組みの指針を設定します。

- (1) 子どもを読書好きにするための取り組みの推進〈意識の啓発〉
- (2) 子どもの読書活動の推進に向けた働きかけ〈取り組みへの支援〉
- (3) 図書室や学校図書館における図書の整備〈環境整備〉

4 計画の対象

0歳から15歳までの子どもたちを対象とします。

5 計画期間

平成25年度から平成29年度までの5年間とします。この間、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



出前図書館 ブックトーク

6 推進計画の具体的項目

家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

取組指針 子どもが読書好きになるための取り組みの推進<意識の啓発>
推進目標 子どもたち一人ひとりが読書の楽しさを知り、本に興味を持ち続ける

- 読書の楽しさに気づいてもらうための働きかけ
 - ブックスタート事業
 - おはなし会
 - 出前図書館活動
- 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及
 - 子どもの読書の日などの啓発
 - 子どもの読書活動についての研修会の開催
 - 読書感想文コンクール
- 全ての子どもが本を好きになるための働きかけ
 - 読書活動の啓発
 - 湧学館まつり

子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

取組指針 子どもの読書活動の推進に向けた働きかけ<取り組みへの支援>
推進目標 子どもの読書活動の推進に向けた協力体制を構築する

- 子どもの読書活動を支援する団体などへの組織化の働きかけ
 - 団体育成計画
- 読書活動に関するボランティアの養成・活用
 - 図書ボランティア講座

子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

取組指針 図書室や学校図書室における蔵書の整備<環境整備>
推進目標 子どもたちが身近に本を感じることができる環境をつくる

- 湧学館図書的环境整備
 - おすすめ本の情報提供
 - 各種情報の収集・提供
 - 図書資料・視聴覚資料購入事業
 - 子どもの読書週間“こんにちは”新しい本の紹介
 - 青少年読書感想文コンクール課題図書の紹介
 - 北海道青少年のための200冊の紹介展示
 - 夏休み・冬休みスペシャルウィーク
- 学校図書室と湧学館図書の連携
 - 司書による情報提供と指導體制の拡充

第2章 具体的な取り組み

1 子どもが読書好きになるための取り組みの推進

「意識の啓発」

推進目標 子どもたち一人ひとりが読書の楽しさを知り、本に興味を持ち続ける

子どもたちが読書の楽しさを知るために、家庭では、乳幼児期からの本の読み聞かせなどを通して親子のあたたかい人間関係を育むとともに、子どもの心の安定感や親への信頼感を養い、基本的な生活習慣や自主性・創造性を培うことが大切です。

地域においては、湧学館図書や子育て支援センターなどの関係機関、民間団体などが連携し、子どもの発達段階に応じて読書の楽しさを知ることができる取り組みを進めていくこと大切です。

学校では、日常の学習活動を通して、一人ひとりの子どもに望ましい読書習慣の形成を図ることが大切です。

家庭・地域・学校がそれぞれの立場でその役割を主体的に担い、それぞれの取り組みを継続的に実施します。

推進項目

■読書の楽しさに気づいてもらうための働きかけ

○ブックスタート事業

ブックスタートは、早期教育の運動の一環ではなく、子育てで日々、追われる保護者と赤ちゃんが、そのかけがえのないひとときを「絵本」を介して持つことを応援します。町の健康診断の時に絵本を入れたブックスタートバックを差し上げています。

○おはなし会

幼児期から本に親しむきっかけをつくるため、湧学館図書に配架している大型本、紙芝居の中から2話から3話分を選び、児童室で読み聞かせを行います。

○出前図書活動

児童、生徒の読書習慣の確立に向けた学校図書室の運営支援に関連して、図書の運営方法や京極読書新聞の発行、移動図書館事業などを展開します。湧学館資料の展示、貸出をするとともに、読み聞かせ、ブックトークを行い、児童図書の読書活動を支援します。

■子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

○子どもの読書の日などの啓発

子どもの読書活動の推進に関する法律の第10条で示されている、4月23日の「子どもの読書の日」や昭和22年に定められた4月23日から5月12日までの「子ども読書週間」にあわせて、おはなし会やおすすめの本の展示を実施するなど、子どもの読書活動に対する理解と関心を高めます。

○子どもの読書活動についての研修会の開催

子育てサークルや父親を対象に読み聞かせの手法などの研修会等を計画します。

○読書感想文コンクール [対象は小学生／中学生]

子どもたちが本を読むことを通して、自分を見つめ直したり、学んだり、自分の考えをまとめたりする力を養うことと豊かな心を育てることを目的に実施。

夏休み、冬休み期間中に読んだ本を感想文にして応募してもらい、学年ごとの審査により最優秀賞、優秀賞、佳作の3賞を選考し表彰を行います。入選作品は作品集として発行します。

■全ての子どもが本を好きになるための働きかけ

○読書活動の啓発

保育園においては「園だより」、各学校においては「学校だより」、湧学館図書においては「京極読書新聞」、「広報きょうごく」や湧学館ホームページなどを通じて、読書のおもしろさを啓発し子どもの読書活動の推進を図ります。

○湧学館まつり [町民全般]

生涯学習の活動拠点とする湧学館を有効活用していただくための機会として、交流の輪が広がるよう、映画上映会、読み聞かせ会、工作教室などを開催します。



ブックスタート

2 子どもの読書活動の推進に向けた働きかけ

「取り組みへの支援」

推進目標 子どもの読書活動の推進に向けた協力体制を構築する

子どもたちの読書活動を推進していくためには、関係機関、ボランティア団体を育成し、民間団体などとの間のネットワーク化など連携・協力関係を進め、子どもの読書活動を地域全体で推進する体制の整備が必要です。また多様な経験を有する地域の人材の協力を得ていくことにより子どもの読書活動の一層の推進を目指します。

推進項目

■子どもの読書活動を支援する団体などへの組織化の働きかけ

○団体育成計画

子育てサークル、幼児交流倶楽部、各学校PTAに対して情報提供などを行い組織育成に向けた取り組みを行います。

■読書活動に関するボランティアの養成・活用

○図書ボランティア講座〔一日司書体験〕

司書の業務は本の貸し借りの管理だけではなく、選書、配架、展示、本の修繕、レファレンスなど多岐にわたることから、その一端を経験することで、図書に対する意識が深まることを期待して行います。



おはなし会

「環境整備」

推進目標 子どもたちが身近に本を感じることができる環境をつくる

子どもたちが身近に本を感じるために湧学館図書は、子どもたちが学校外で本と出会い、読書を楽しむことができる場であり、子どもの読書活動の推進に大きな役割を担っています。学校図書室は、子どもたちが日常的に読書を楽しむことができる場であるとともに、読書活動や読書指導の場として、子どもの豊かな心をはぐくみ、自発的・主体的な学習支援を行うという大きな役割を担っています。

また、子どもの読書活動の意義や重要性について、家庭・地域・学校の理解と関心を深めることが大切です。このためにも大人も含めて読書活動に対する理解・関心を高められるよう、普及啓発に努めることが重要です。

推進項目

■湧学館図書館の環境整備

○おすすめ本の情報提供

○子どもの読書週間 “こんにちは”新しい本の紹介 [対象は、小学生／中学生]

○青少年読書感想文コンクール課題図書の紹介 [対象は、小学生／中学生]

○北海道青少年のための200冊の紹介展示 [対象は、小学生／中学生]

児童、生徒を対象に、湧学館図書でのおすすめ図書の展示や貸し出しの冊数の拡大を行い、たくさんの本と出会うきっかけとなるよう働きかけるとともに職員がおすすめる各世代に応じた本のリストを作成し、湧学館来館者やブックスタートの場などで配布し情報を提供します。

○情報の収集・提供

町広報などを通じて、読書に関する行事などの情報を提供します。また、国や道の子どもの読書活動推進に関する情報を積極的に収集し提供することに努めます。

○図書資料・視聴覚資料購入事業

本町の選書方針に則り、児童書、一般書の図書資料並びにDVDを中心に視聴覚資料の購入を計画的にすすめていきます。

○夏休み・冬休みスペシャルウィーク [対象は、小学生／中学生]

小学校、中学校の長期休業中にお話し会、工作教室、**オリエンテーリング**、映画上映会などを行うことで読書を側面からアピールすることを目的に行ないます。

■学校図書室と湧学館図書の連携

○司書による情報提供と指導体制の拡充

各学校に「出前図書活動」として司書らが出向き、本の紹介や図書室の運営管理について学校図書担当者が相談しやすい環境づくりを継続してすすめていきます。

また、四半期ごとに小学校に**団体貸出**として数多くの本を子どもたちの手元に届けています。朝読書、読書感想文などへの意識づけとして継続して取り組みます。

子どもの読書活動推進計画策定委員会

(1) 子どもの読書活動推進計画策定委員会

委員名

委員長	加藤 正 志	生涯学習委員会副委員長
委員	田村 英 樹	連合PTA
〃	玉熊 礼 二	校長会
〃	佐藤 寛	教頭会
〃	並木 正 明	保育園父母会
〃	板橋 京 子	読み聞かせの会

委員会の開催

第1回 平成25年1月23日

- ・子どもの読書活動推進計画策定について
- ・読書アンケートの実施について

第2回 平成25年4月22日

- ・読書アンケートの結果について
- ・子どもの読書活動推進計画について

(2) 読書アンケートの実施

実施時期 平成25年2月8日～15日

対 象 保育園、京極小学校・南京極小学校児童・中学校生徒全員
但し、保育園、小学校3年生までは保護者も対象とした。

回収人数 保育園 京極小学校 南京極小学校 京極中学校 保護者

計 325 人



(3) 京極町子どもの読書活動推進計画策定事務局

湧学館長（生涯学習課長）	横路 裕
湧学館副館長（司書）	新谷 保人
湧学館・奉仕係長	原田 圭子 平成25年3月まで
湧学館・奉仕係長	富樫 裕史 平成25年4月から

用語の解説

子どもの読書活動の推進に関する法律

すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備の推進を求める法律です。

文字・活字文化振興法

平成17年7月に制定され、文字・活字文化の振興を総合的に推進するための国や自治体の基本的責務を定めた法律です。活字文化＝活版印刷のことかと考えられがちですが、出版のことを指しています。

北海道子どもの読書活動推進計画

平成15年11月、北海道のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境の整備を図ることを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進のため策定されました。

北の読書プラン

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されたのを受け、北海道教育委員会は、平成15年11月に「北海道子どもの読書活動推進計画」を策定し、北海道のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう環境づくりを進めてきました。

北海道がめざす教育の理念や方向性を示した「北海道教育ビジョン」の基本方向の視点の一つ「北海道教育推進計画」の施策項目の一つとして”読書活動の推進”を位置付け、これまでの5年間の取組の成果と課題を踏まえて、新たな「推進計画」を策定しました。

推進計画の策定に当たっては、計画の根幹である基本理念は継続することとし、新たに目標指標を設定するなど、本道の子どもの読書活動の充実に向けて見直しを図りました。また、読書活動が、次の世代を担う子どもたちの豊かな心をはぐくむという意味を込めて、計画の名称を「次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン」としました。

子どもの読書の日

出版社や書店などの団体で構成されている「社団法人読書推進運動協議会」が昭和34年に始めたもの。もともとは「こどもの日」をはさんだ5月1日から14日までだったが、平成12年の「子ども読書年」を機に、4月23日から5月12日に変更されました。

ブックスタート事業

町の乳幼児健診の機会に、受診したすべての親子に対して、図書司書や保健師などがそれぞれの立場から赤ちゃんと保護者が絵本を開くことの大切さや楽しさを伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・パックを無料で手渡す事業。全ての家庭において、本の読み聞かせを通じて、親子のふれあいの時間をもつことができるよう支援するもの。平成4年にイギリスのバーミンガムで始められました。

ネットワーク化

個々の人のつながり。特に、情報の交換を行うグループをいいます。

司書

図書館で、図書の収集・整理・保存・閲覧などの専門的業務を行う職業の人をいいます。資格は、図書館法に規定されています。

レファレンス

図書利用者が学習、研究、調査を目的として必要な情報や資料などを図書に求めた際に、図書職員が情報そのものやそのために必要とされる資料を検索、提供、回答して利用者に対して奉仕する業務のことです。

オリエンテーリング

本来は山野で行われるスポーツのひとつで、地図と磁石を使って指示された地点を発見、通過して目的地に達する速さを競うものです。ここでは図書館内をヒントとなるクロスワードを使い、本や辞書の中から指示された人や品物の名前などを見つけて、クロスワードに隠された言葉を早く見つけるゲームです。ここではゲームを通して「調べる」ことを学びます。

団体貸出（図書貸出サービス）

「朝の読書活動」用の図書の貸出しなど、学校図書室に対する支援として児童書を1クラス100冊から200冊単位で貸し出す事業の一つです。

ブックトーク

自動のグループを対象に特定のテーマや特定の作家について、異なるタイプや分野の図書数冊を選び出し、図書館員がそれらの図書について紹介するというものです。児童に対する読書への動機づけとして効果があります。



参考資料 一関係法令等一

図書館法

(昭和 25 年 4 月 30 法律第 118)

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 公立図書館（第十条—第二十三条）

第三章 私立図書館（第二十四条—第二十九条） 掲載せず

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

（司書及び司書補の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

（司書及び司書補の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

（設置）

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

（職員）

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。
(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条 削除

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

学校図書館法

(昭和 28 年 8 月 8 日法律第 185 号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。) (以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(設置者の任務)

第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

文字・活字文化振興法

(平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活

字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国

の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

京極町子どもの読書活動推進計画

平成25年度～平成29年度

発行 京極町教育委員会
編集 京極町子どもの読書活動推進計画策定委員会

〒044-0101 北海道虻田郡京極町字京極158番地1
京極町生涯学習センター湧学館内
TEL 0136(42)2700 FAX 0136(42)2002
E-Mail : Yugakukan@town-Kyogoku